

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事
録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

令和5年3月20日

議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塙原村農業委員会

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事
録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

令和4年度北塩原村農業委員会総会（令和5年3月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和5年3月20日（月）午後1時30分～2時45分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

| | 議席 | 氏名 | 出欠 |
|-------------|----|-------|----|
| 会長 | 7 | 星 源嗣 | 出 |
| 会長職務代理者 | 6 | 遠藤俊一 | 出 |
| 農業委員 | 1 | 小椋隆子 | 出 |
| 〃 | 2 | 中川博之 | 出 |
| 〃 | 3 | 岩田多吉 | 出 |
| 〃 | 4 | 二瓶睦夫 | 欠 |
| 〃 | 5 | 蓮沼喜久雄 | 出 |
| 農地利用最適化推進委員 | — | 奥川維之 | 出 |
| 〃 | — | 佐藤誠一 | 出 |
| 〃 | — | 五十嵐好則 | 欠 |
| 〃 | — | 安部嘉久 | 欠 |
| 〃 | — | 柏谷孝雄 | 出 |
| 〃 | — | 小椋功 | 出 |

※出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※今日は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中4名出席。

4. 欠席委員

農業委員 4番 二瓶 睦夫委員

推進委員 五十嵐好則委員、安部 嘉久委員

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 報告事項
 - 農地法第18条の規定による合意解約について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - ・番号1 所有权移転
 - 議案第2号
 - 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - ・番号1～4番 賃借権設定
 - 第6 協議事項
 - ・令和5年度最適化活動の目標の設定等について
 - ・令和5年度北塩原村農作業料金協定表（案）について
 - 第7 その他
 - 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について
 - 下限面積（別段面積）の廃止について
 - 農業委員会積立金について
 - 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録簿の提出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 博
事務局班長 渡部 達也
事務局主事 宮戸 開

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和4年度北塩原村農業委員会定例総会3月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長にお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

4番、二瓶 瞳夫委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中4名にも出席いたしております。なお、推進委員の五十嵐 好則委員、安部 嘉久委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認め、3番、岩田 多吉委員、5番、蓮沼 喜久雄委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

(事務局説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、報告事項に入ります。農地法第18条の規定による合意解約について、今月は3件ございます。事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

(事務局が3件について報告)

■議長

報告が終了しました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で、農地法第18条の規定による合意解約についてを終了いたします。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。

番号1番、1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇〇さん、87歳、〇〇〇〇〇の方。譲受人は、〇〇〇〇〇さん、64歳、〇〇字〇〇〇〇〇の方でございます。

2、申請する農地の所在地及び面積は、

〇〇字〇〇〇〇3番1、地目は田、面積は147m²、

以上1筆、合計147m²でございます。

3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が、高齢化による経営縮小のため、譲受人は経営規模の拡大のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は永年。無償での譲渡になります。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

以上、地元農業委員の意見としまして、6番 遠藤 俊一委員に確認していただきましたところ許可相当といただいております。

また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和5年3月20日提出、北塩原村農業委員会長 星 源嗣。以上で議案第1号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番 遠藤 俊一委員より調査結果について報告をお願いいたします。

■6番 遠藤 俊一委員

譲渡人の〇〇さんはもともと大塩の方で、去年、家族で喜多方に転居されています。申請地について地目は田んぼで、現況は畑で使用しており、自家用野菜を作っていましたが、現在は耕作されていません。譲渡人の〇〇さんと譲受人〇〇さんは親戚で、お互い合意の上、今回は無償で譲渡したいとのことでした。内容にも問題がなく許可相当と考えます。

■議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

それでは、次の議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は4件ございます。

議案第2号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。

番号1番、こちらについては、新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者の方ですが、〇〇〇〇〇さん、80歳、喜多方市〇〇町の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者の方ですが、〇〇〇〇さん、49歳、喜多方市〇〇町の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、

〇〇字〇〇36番、地目は田、面積は2, 545m²の1筆でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和5年4月1日から令和14年11月31日までの10年間。賃借料の額は年額で41,229円。1反当たりになおすと16,200円となりますが、賃借料については喜多方市の料金を参考に設定しているとのことです。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、2番 中川 博之 委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和5年3月20日提出、北塩原村農業委員会長 星 源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川 博之委員より調査結果について報告をお願いいたします。

■2番 中川 博之委員

貸付人である〇〇〇〇〇さんの弟で、申請農地を今まで管理していた〇〇地区の〇〇〇

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

さんに話を伺いました。○さんが仲介し、今回の賃借に至ったとのことです。内容に問題はなく許可相当と考えます。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■3番 岩田 多吉委員

借受人の○○さんとの関係は？

■2番 中川 博之委員

○○ ○さんの息子さんの職場の同僚ということです。

■3番 岩田 多吉委員

了解しました。

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■ 事務局

議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。

番号2番、こちらは報告事項であった合意解約の続きとなる案件です。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）は、

○○ ○さん、75歳、○○字○○の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者は、○○ ○○さん70歳、○○字○○○の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、

〇〇字〇〇〇 4 5番、地目は田、面積は3,011 m²

○○字○○○ 4 6番、地目は田、面積は 994 m²

以下、記載のとおり、合計7筆、面積は13,647m²でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間。賃借料の額は年額で204,705円。1反当たりになおすと15,000円となります。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、7番 星 源嗣 委員に確認していただきましたところ、許可相当といいただいております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和5年3月20日提出、北塩原村農業委員会長 星 源嗣。
以上で議案第2号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、私から調査結果を報告します。

■ 7番 星源嗣 委員

中間農地管理機構を通じて契約をしていたものを解約し、当人同士で直接契約を行う形を取りたいとのことでした。お互い合意の上であれば問題ないと考え、許可相当と判断いたしました。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号3番、番号4番については同一の農地中間管理事業案件になりますため一括で説明いたします。議案第2号、番号3番及び4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案について説明いたします。

次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（一括方式）の作成について承認を求めるものでございます。

番号3番、1、申請当事者について、まずは貸付人から機構への貸借でございますが、利用権を設定する者は、〇〇〇〇〇さん、〇〇字〇〇〇〇の方、利用権の設定を受ける者は、公益財団法人福島県農業振興公社になります。

続いて、機構から借受人への転貸でございますが、利用権を設定する者は、公益財団福島

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

県農業振興公社で、利用権の設定を受ける者は、〇〇 〇〇さん、貸付人〇〇〇さんの孫で〇〇字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地は、

〇〇字〇〇60番、地目は畠、面積1, 396m²、

〇〇字〇〇65番、地目は田、面積3, 113m²、

全部で2筆、面積の合計は4, 509m²でございます。

3、利用権の設定内容としまして、内容は、畠として利用。権利の存続期間は、令和5年4月1日から令和15年12月31日までの10年間、賃借料の額は53, 675円。1反当たりになおしますと田が15, 000円、畠が5, 000円です。利用権の種類は、賃借権となります。

4、利用権を設定する土地の権原者等につきましては、特にございません。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

続いて、番号4番、1、申請当事者について、まずは貸付人から機構への貸借でございますが、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇 〇〇〇さん、〇〇字〇〇〇の方、利用権の設定を受ける者は、公益財団法人福島県農業振興公社です。続いて、機構から借受人への転貸ですが、利用権を設定する者は、公益財団法人福島県農業振興公社で、利用権の設定を受ける者は、〇〇 〇〇さん、喜多方市字〇〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地は、

〇〇字〇〇64番1、地目は田、面積2, 916m²、

〇〇字〇〇66番1、地目は畠、面積1, 009m²、

全部で2筆、面積の合計は3, 925m²でございます。

3、利用権の設定内容としまして、内容は、畠として利用。権利の存続期間は、令和5年4月1日から令和15年12月31日までの10年間、賃借料の額は48, 785円。1反当たりになおしますと田が15, 000円、畠が5, 000円です。利用権の種類は、賃借権となります。

4、利用権を設定する土地の権原者等につきましては、特にございません。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和5年3月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第2号、番号3番及び4番の朗読並びに説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号3番及び4番の農地中間管理事業による利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、3番及び4番の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

それでは、続いて協議事項に入ります。

令和5年度最適化活動の目標の設定等について事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

(事務局説明)

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

事務局案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■議長

ご異議なしと認めます。では、これを令和5年度最適化活動の目標とすることといたします。

それでは続いて、協議事項2番の令和5年度北塩原村農作業料金協定表（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（事務局説明）

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（なしとの声）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

（異議なしとの声）

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については消していただきたいと思います。

以上で、令和5年度北塩原村農作業料金協定表についての協議を終了するとともに、協定表については全戸に配布することとします。

■議長

以上で本日の報告事項並びに議案の審議、及び協議事項がすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。事務局お願ひします。

■事務局

(農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について)

(下限面積（別段面積）の廃止について)

(農業委員会積立金について)

(農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録簿の提出について)

■事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

■委員

(なしとの声)

■事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事
録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名
する。

令和 5年 3月 20日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ 

議事録署名委員 3番 _____ 

議事録署名委員 5番 _____ 